

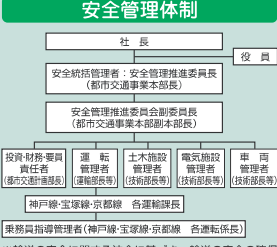

02 | 安全の基本的な方針と安全目標

安全の基本的な方針

01 安全スローガン

「すべてはお客様のために すべては安全のために」

02 輸送の安全確保に係る行動規範

<p>安全管理規程の目的</p> <p>輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>安全管理体制</p>  <p>※輸送の安全に関する法令に基づき、輸送の安全の確保については、実施基準及びこれに関連する規程の他、安全管理規程に定める。</p> <p>発行 安全管理推進委員会 事務局(業5397)2021-2-1</p>	 <p>阪急電鉄グループ</p> <p>輸送の安全の確保に係る 【行動規範】</p> <p>「安心・快適」「夢・感動」 すべてはお客様のために すべては安全のために</p>	<p>行 動 規 範</p> <p>安全輸送の確保 協力一致して事故・災害等の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。</p> <p>法令・規程の遵守 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(安全管理規程を含む。)を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。</p> <p>運転状況の熟知・設備の安全 自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。</p> <p>確認励行・安全最優先 作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いの</p>	<p>あるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。</p> <p>人命尊重 事故・災害が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。</p> <p>正確迅速な情報伝達 作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。</p> <p>継続的な改善・変革 常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">社 長</p>
--	---	--	--

安全目標

01 2022 年度安全目標

「有責事故ゼロ」の継続

02 2022 年度安全方針と安全重点施策

「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」～「安心・快適」阪急電鉄～

<p>1 有責事故等の未然防止の推進</p>	<p>① ホーム上における有責事故の未然防止対策の推進</p> <p>② 踏切道における有責事故の未然防止対策の推進</p> <p>③ 施設・車両の老朽化対策の推進</p> <p>④ その他の有責事故につながるおそれのあるリスクの把握・共有と対策の推進</p> <p>⑤ 未然防止の取組を促進するための教育・訓練等の施策の推進</p>
<p>2 有責事故等の再発防止の徹底</p>	<p>① 過去に発生した事故・トラブル等の再発防止対策の推進</p> <p>② 事故防止対策検討会の開催による対策の確実な策定・実施</p>
<p>3 事業の継続を脅かすリスクへの対応</p>	<p>① 自然災害に起因する様々なリスクの予防・軽減対策の推進※</p> <p>② 感染症への対策の検討・推進</p> <p>③ 社会的信頼を失うおそれのあるリスクの把握・共有化と対策の推進</p>

※【防災の基本方針】

- (1) 平素から、防災・減災など被害の未然防止・拡大防止の取組に努める。
- (2) 災害発生時は、お客様や従業員の人命を最優先とする。
- (3) 災害復旧においては、十分に安全を確保した上で、できる限り早期の運転再開を目指す。
- (4) 災害発生の前後を問わず、運行の見直し等について適時適切な情報発信に努める。